

## 常勤役員退職手当支給規程

### (総則)

第1条 財団法人デジタルコンテンツ協会（以下「本財団」という）に常勤する役員（以下「役員」という）に対する退職手当の支給は、別に定められたもののほかこの規定の定めるところによる。

### (退職手当の支給対象)

第2条 退職手当は役員が退職した場合はその者に、役員が死亡した場合はその遺族に支給する。ただし、役員が本財団の寄付行為第20条第1項第2号の規定する事由により解任されたときは、当該役員には、退職手当は支給しない。

### (退職手当の額)

第3条 退職手当の額はその役員が退職し又は死亡した日におけるその者の本俸月額にその者の在職1月につき、100分の28以内の割合を乗じて得た額とする。

2 前項の規定による退職手当の額は、理事会の承認を得て、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

### (在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算は、役員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規程による在職期間の計算は、役員として任命された日から起算して暦にしたがって計算するものとする。

3 前項の規定により計算した在職期間に、1月未満の端数がある場合はこれを1月に切り上げるものとする。

### (再任等の取扱い)

第5条 役員が任期満了の日またはその翌日において、再び同一の役員に任命されたときはその者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。

### (退職手当の支給)

第6条 退職金は法令により退職金から控除すべき額を控除し、その残額を特別の事由のある場合を除き支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

### (遺族の範囲及び支給順位)

第7条 第2条に規定する遺族の範囲及び支給順位は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む）
- (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていたもの
- (3) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で前号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、前項第 2 号または第 3 号に掲げるもののうちにあつては、同号の掲げる順位による。この場合において父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他の親族については職員と親等の近いものを先順位とする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位のものゝ2人以上ある場合には、その人数によつて等分して支給する。

(遺族の受給資格の証明)

第 8 条 第 2 条に規定する遺族が退職手当の支給を受けるときは戸籍謄本、住民登録謄本、その他遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(端数の処理)

第 9 条 この規定の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切り上げるものとする。

附 則

1. この規程は平成 3 年 5 月 1 0 日より適用する

附 則

1. 第 1 条は平成 8 年 1 0 月 1 日から適用する

附 則

1. 第 1 条は平成 1 3 年 4 月 1 日から適用する

附 則

1. この規程は平成 1 4 年 1 1 月 1 日より適用する

2. 平成 14 年 11 月 1 日 (以下「適用日」という。)の前日に現に在職する役員が適用日以降に退職した場合における退職手当の額は、第 3 条の規定にかかわらず、当該退職の日における本俸月額に任命の日から適用日の前日までの在職期間 1 月につき 1 0 0 分の 3 6 以内の割合を乗じて得た額と当該退職の日における本俸月額に適用日から退職の日までの在職期間 1 月につき 1 0 0 分の 2 8 以内の割合を乗じて得た額との合計額とする。

3. 前項の場合において、在職期間の計算については、それぞれ暦に従つて計算するものとし、1 月に満たない端数 (以下「端数」という。)を生じたときは、1 月とする。ただし、在職期間の合計月数が第 4 条の規定により計算した在職月数を超えるときは、端数の少ない在職月数から 1 月を減ずるものとし、この場合において端数が等しい場合は後の在職月数から 1 月を減ずるものとする。